広報 KITA HIROSHIMA

# きたひろしま

8月号
August
令和３年 2021.8
No.198

2 特集
地域に吹く新しい風 - 地域おこし協力隊の活動 -
6 財政
令和３年度予算
9 お知らせ
令和３年度補助金ガイド
12 お知らせ
被保険者証・受給者証などが更新されます
15 健康通信
野外活動、マダニに注意！
21 まちの話題
㈱岡野商店に感謝状　ほか

6月で地域おこし協力隊の任期を終えた前田さん - ろうきん森の学校にて

キタに恋♥来い 北広島
北広島町

# 地域に吹く新しい風

## ―地域おこし協力隊の活動―

都市部から移住し、地域に新しい風を吹き込む「地域おこし協力隊」。北広島町では現在、2年目となる金田さんと松嶋さん、今年4月に着任した滝原さんの3人が活動しています。

6月には、3年間にわたって豊平地域で活動してきた前田さんが協力隊を卒業。

今月は、新任の滝原さんを中心に、4人の若者のこれまでの取組やこれからの展望を紹介します。

### 地域おこし協力隊とは

地域おこし協力隊制度は、地域力を維持し、強化することを目的とした制度です。

「地域おこし協力隊員」として委嘱された隊員は、3年間その地域に住み、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PRなどの地域おこしの支援や農林業への従事などの地域協力活動を行います。

最終的には、その地域で生活するための仕事と人とのつながりをつくり、定住・定着を目指します。

### 地域おこし協力隊の現状

この制度は全国各地で活用されています。昨年度は全国で5千人超、広島県においても、78人の隊員が観光振興や地場産品の開発などの活動をしました。

隊員の特徴としては、全体の約7割が20・30代で「若い」ということが挙げられます。

地域にとっては、若者の斬新な視点を活用した地域おこしに取り組むことができ、行政にとっては、それに加えて移住・定住のきっかけにできるメリットがあります。

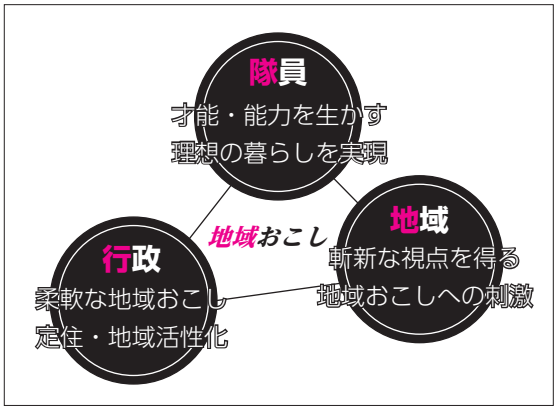


地域おこし協力隊制度　3者のメリット

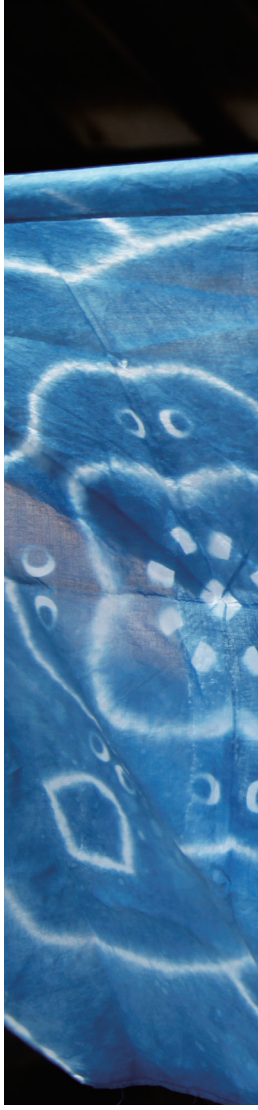

❶今年で任期の終了を迎えた前田さん。「藍染めらんらん」に参加し、藍を育てるところから藍染め商品の開発・販促まで取り組んだ。藍染めは、絞り方や染料に漬ける回数・時間で色や模様は異なり、同じものは二度とできない一期一会の作業 / ❷ヘチマたわし普及活動、通称「ヘチ活」の一場面。身近なスポンジをヘチマたわしに置き換え、持続可能な暮らしを考えるきっかけとした / ❸水口谷（むなくたに）湿原の遊歩道を整備する金田さん。地道に木道に滑り止めの横木を取り付けている / ❹後列右端が松嶋さん。芸北分校女子下宿「みなこ館」でのお誕生日会。下宿生の誕生日にはケーキでお祝いするのが習慣だ。下宿生と年齢も近く、近い目線で接することができる / ❺現協力隊員と前田さん。左から金田さん、前田さん、滝原さん、松嶋さん

## 商工会青年部のつながり

協力隊になったのは、商工会青年部がきっかけです。私は、五日市で役員をしています。妻の実家が北広島町なので、縁もあって、北広島町の青年部のみなさんと親しくさせてもらっていました。

ある日「新たにできるまちづくりセンターで、まちづくりに関する協力隊を募集しているので、応募してみないか」と青年部のメンバーからすすめられました。

もともとフットワークは軽い方ですし、デザインの仕事も場所を選びません。「ぜひまちづくりデザインに関わりたい」と思い、応募することになったんです。

## 地域と外部をつなぐハブとして

私のミッションは「まちづくり活動の企画・運営」で、私自身は「まちのデザイン」だと思っています。

地域のアイディアを共感が得られるストーリーにして、補足しながら形にする。伝える手段として言葉や絵、記号といったビジュアルにしていくことです。

そして、まちづくりセンターをマーケティングしながら事業を進めることができる場所にしたい。地域ばかり、個人ばかりで悩んでいないで、外部の人と会話をすると意外な解決策があるかもしれません。それを発見するためのハブ的役割を担いたいと思います。

NEXT PAGE

New Face

## 滝原雄太（たきはらゆうた）さん

**PROFILE**

石川県金沢市出身の 38 歳。一男一女の父。18 歳で上京、大学生活を送る。その後、広島の大学の法科大学院に進学し、学習塾に講師として就職。31 歳のとき、広島市で広告デザインの会社を創業。現在も地域おこし協力隊との兼業で代表取締役を務める。
大切にしている言葉は、ソクラテスの「無知の知」。愛称は「ゆうたん」。

## 「もったいない」からはじめる

北広島町には、あまり知られていない歴史上のエピソードや、地域に伝わる伝説などの魅力のあるストーリーがたくさんあります。

着任してから、戦国の庭歴史館や吉川御休み処などの地域資源を活用して「地域をもっと元気にしたい」と考える地元の若者と話をする機会がありました。

そのなかで、吉川元春が76戦無敗の猛将だったこと、かつて吉川御休み処は、手打ちそばなどの特産品や産直野菜の販売でにぎわっていたことを知りました。

「地域を元気にしたいという気持ちはあるけど、何をどうしたらよいか分からない」というのが地元が抱える課題だと思います。

そこで、戦で負けなしの吉川元春にあやかって「76プロジェクト」を企画しました。これまでの招待型イベントとは考え方を変えて、このプロジェクトでは、地元が苦労して観光客を「接待」するのではなく「地元がお客さんになる」をコンセプトに、小さくても新しい取組にチャレンジしてみることにしました。

現在、コンセプトを基に「お試しレストラン」を企画しています。

この企画では、町内の他地域を含む外部から、飲食事業者に期間限定のレストランを出店してもらいます。地元はにぎわい、町民はグルメを近所で楽しめ、事業者は北広島町の食材の魅力を学び、地域との関係を作りながら経営をシミュレーションできるというものです。町内事業者にとってはPRの場にもなります。

将来的には、町内産食材の地元での仕入れといった経済的な広がりや、U・I・Jターンの人の創業・定住も期待できます。

折しも現在コロナ禍の真っ只中。移動も制限されています。「お試しレストラン」で、まずは地元や町内の人、みんなで楽しむことからはじめたいと思っています。

続けて、都市部からの誘客を目指した「星空キャンプ」も企画しているところです。

今後も、北広島町の魅力をきっかけにして、関係人口を増やしたいと考えています。

地域の「もったいない」を
教えてください！
それがアイディアの種です！

## 滝原隊員に密着 協力隊24時

### 10:00

8:00 に起床。朝食はいつも青汁とサプリメント。身支度を整え、10:00 にまちづくりセンターに出勤。

### 11:00

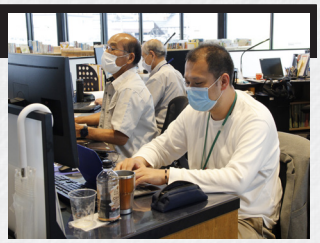

この日の午前中は、企画書づくりと頼まれていた動画の編集作業。ソフトを使いこなし、サクサク編集＆デザイン！

### 14:00

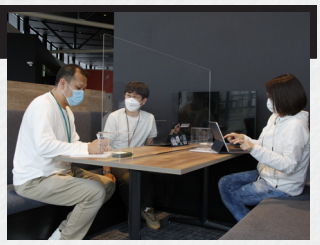

午後からは、町内の事業者と行政担当者を交えての打ち合わせ。地域のにぎわい創出について率直な意見交換。

### 19:00

17:00 に退勤。商工会青年部の仲間との情報交換ののち、19:00 帰宅。協力隊の活動から離れ、ここからはデザイン会社の社長の顔。日課の読書をして 23:30 に就寝。

＼隊員はどんな人？／

何かを頼まれたら断れない優しい男です（笑）。筋はしっかりと通すし、場の空気を読んで調整する力もすごいですね。少し頑固なところはありますが、とってもお茶目な人ですよ！

**商工会青年部の仲間**
堀田眞司（ほったしんじ）さん

# 現役隊員のいまとみらい

## 金田龍彦さん

広島市出身。令和２年から協力隊。現在は芸北地域を拠点に活動。
「薪活」を全町に広げるべく、山や木の勉強中。愛称は「ドラちゃん」。

いま 芸北発の、木を使う習慣を取り入れ、暮らしと環境を豊かにしようという「薪活」を進めるため、薪づくりの作業や焚火会の企画をサポートしています。また、地域で行われている外来種駆除や、湿原の整備にも参加しています。

みらい 地域の方々の取組をお手伝いしつつ、北広島町の魅力発掘と発信を行っていきたいと思います。
「昔はこうだったよ」「うちの集落ではこんなことをしとるよ」など、いろいろなお話を聞かせてください！

## 松嶋良さん

熊本市出身。令和２年から協力隊。芸北分校女子下宿みなこ館のハウスマスターを務める。下宿生のお姉さん的存在。愛称は「つかさちゃん」。

いま 芸北分校女子下宿「みなこ館」のハウスマスターとして、下宿生の生活支援や環境整備などに取り組んでいます。今年度は５人の新入生が入居し、さらにぎやかになったみなこ館で、下宿生と一緒に楽しく過ごしています。

みらい 今年度から地域の方々に調理や宿直を担当してもらっています。しっかり連携を取りながら、下宿生がより良い環境で生活できるようサポートしていきたいと思います。気軽に声をかけていただければ下宿生も私も励みになります！

## 任期を終えて

**PROFILE**

広島市出身。愛称は「ナッチェ」。趣味はヨガと野鳥観察。
平成 30 年から豊平地域を拠点に協力隊として活動。好奇心が旺盛で、なににでもチャレンジ、地域と積極的に関わり、藍染めやヘチマたわしなど自然の素材を使った地域おこしに取り組んだ。今年６月の任期終了後も、北広島町に定住し、活動を続けている。

## 前田奈津枝さん

たくさんの人の力を貸り、学びの多い3年間でした。

1年目は「長笹よもぎ大福」のレシピを復活させることができました。地域の素材にこだわって、よもぎを摘むところから、長笹の方をはじめ、たくさんの方の協力をいただきました。

2年目以降、豊平地域づくりセンターで岡崎成子さんを中心に、藍染めでの地域おこしを目指して活動しました。藍染め体験会やSNSで藍の魅力を発信し、関わる人を増やしたり、商品の販促を行いました。また、「ヘチ活」と称したヘチマタワシの普及活動や、無肥料無農薬栽培セミナー、醤油作り勉強会、柿酢作り会などを開催することができました。

私は、人間だって他の生き物と同じように、生きているだけで十分な存在だと思っています。ただ、これから生きていくなかで「どんなワクワクと出会って広げようか」「どんなことを未来に残していこうか」「自分自身の囚われからどこまで自由になれるか」「どんなことが周りの幸せの種になるか」想像しながら仕事ができたらいいな、と考えています。

3年間、関わってくださったすべての方に感謝でいっぱいです。

畑や田んぼが多く残る自然豊かなまち、北広島町。その魅力を生かした食や暮らしの楽しみを持続可能な形で提案して、このまちを好きになってもらえる場を作りたいです。また出会ったときには、気軽に声をかけてくださいね。

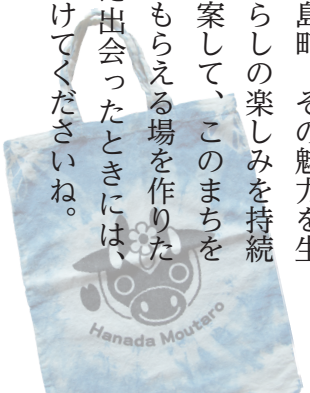

# まちの家計簿

# 令和3年度 予算

## 一般会計 歳入 141億9,100万円（前年度 148億8,000万円）

※（ ）は構成比

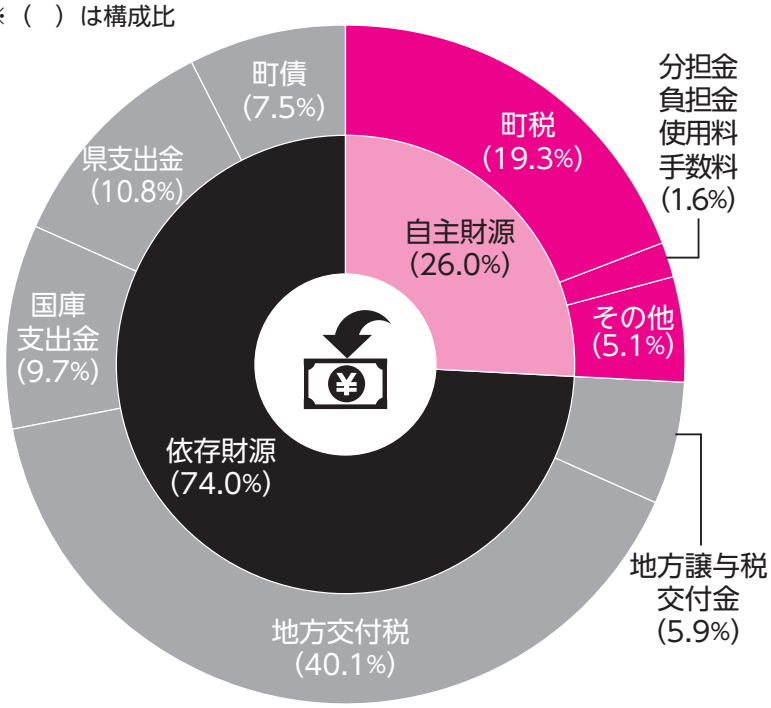


| 項　目 | 金　額 |
|---|---|
| 町税 | 27億3,752万5千円 |
| 分担金・負担金・使用料・手数料 | 2億3,228万7千円 |
| その他（繰入金・財産収入・寄附金・繰越金・諸収入） | 7億3,358万1千円 |
| 地方譲与税・交付金 | 8億2,891万2千円 |
| 地方交付税 | 56億9,000万　円 |
| 国庫支出金 | 13億7,418万8千円 |
| 県支出金 | 15億3,050万7千円 |
| 町債 | 10億6,400万　円 |

自主財源…町が自前で調達できるお金
依存財源…国や県から交付されるお金と国や銀行から借り入れるお金

## 普通交付税（決算）の推移

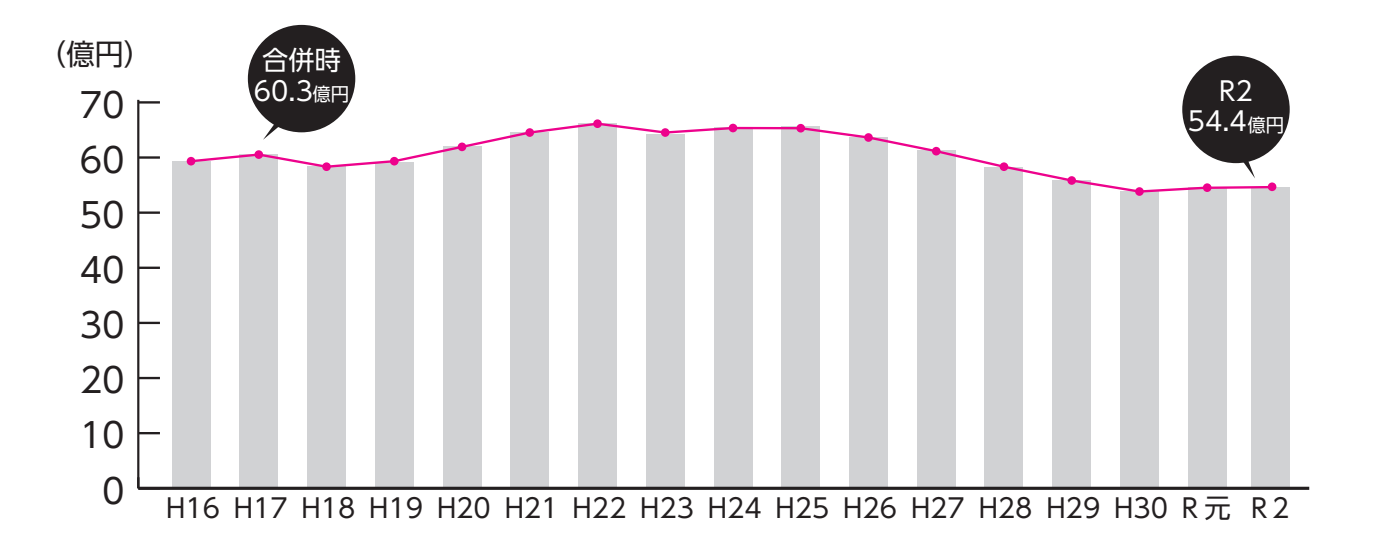


北広島町で一番多い歳入は、地方交付税（＝普通交付税＋特別交付税）です。そのうち大きな割合を占める普通交付税の推移を見ると、町合併時より少なくなっています。（※令和2年度の数値は決算見込み金額）

令和３年度当初予算は、３月に町長・町議会議員の選挙を控えていたことから、人件費などの経常的経費を中心とした、いわゆる骨格予算でした。

政策的経費を盛り込む肉付け予算として、６月に５億8,600万円の補正予算（一般会計）が可決され、本年度予算が確定しました。

第２次北広島町長期総合計画に掲げる施策の実現と財政健全化に向けた取組の両立を目指し、限られた財源で最大の効果が発揮できるよう財政運営に努めます。

問財政政策課財政係　IP☎０５０－５８１２－１８５９

## 一般会計　歳出　141億9,100万円（前年度　148億8,000万円）

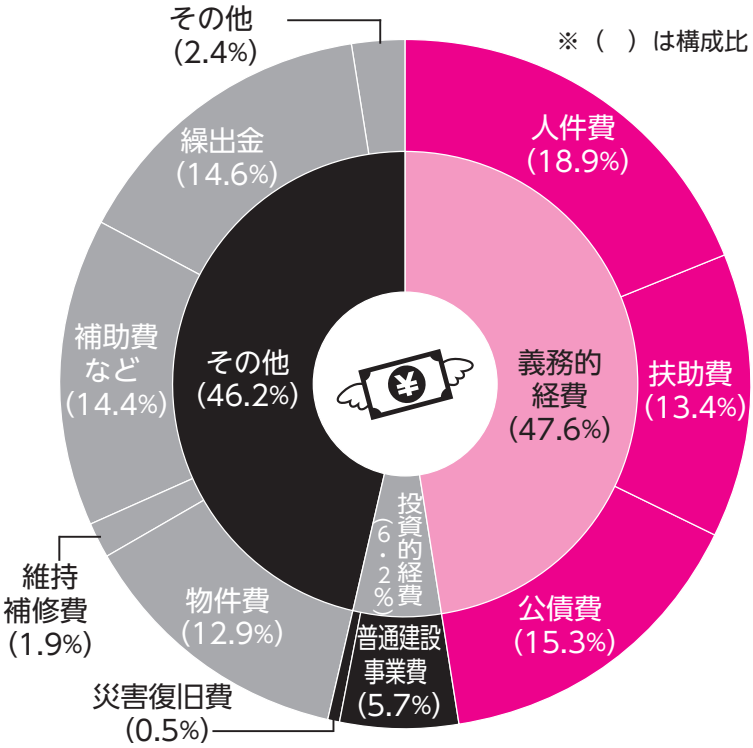


| 項　目 | 金　額 |
|---|---|
| 人件費 | 26億8,604万5千円 |
| 扶助費※ | 19億　648万2千円 |
| 公債費※ | 21億6,633万2千円 |
| 普通建設事業費※ | 8億　373万1千円 |
| 災害復旧費 | 7,000万7千円 |
| 物件費※ | 18億3,247万　円 |
| 維持補修費 | 2億6,631万1千円 |
| 補助費など | 20億4,391万　円 |
| 繰出金※ | 20億7,565万6千円 |
| その他（積立金・貸付金・予備費） | 3億4,005万6千円 |

扶助費…法や条例などにより被扶助者に支給する経費（生活保護、児童手当、医療給付など）
公債費…借入金返済の経費
普通建設事業費…道路や公共施設などを整備する事業費
物件費…委託料、物品購入、光熱水費、使用料などの経費
繰出金…特別会計への繰出金

## 特別会計予算

| 事業区分 | 予算額 | 事業区分 | 予算額 |
|---|---|---|---|
| 国民健康保険特別会計 | 19億7,200万円 | 芸北財産区特別会計 | 50万円 |
| 下水道事業特別会計 | 6億9,400万円 | 診療所特別会計 | 2億　100万円 |
| 農業集落排水事業特別会計 | 3億7,240万円 | 情報基盤整備事業特別会計 | 5億7,300万円 |
| 介護保険特別会計 | 29億8,900万円 | 後期高齢者医療特別会計 | 3億　700万円 |
| 電気事業特別会計 | 8,850万円 | | |

## 公営企業会計予算

| 事業区分 | 収益的収入 | 収益的支出 | 資本的収入 | 資本的支出 |
|---|---|---|---|---|
| 水道事業 | 5億7,691万5千円 | 4億8,629万1千円 | 1億500万円 | 3億2,950万円 |

# 第2次長期総合計画のテーマごとの主要事業

## Ⅰ　みんなで創造する実りと活力のあるまち

①活力ある産業のまちづくり

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 中山間地域直接支払制度 | 平場と中山間地域の条件不利性を補正する所得補償費 | 3億6,134万円 | 農林課 | 継続 |
| 多面的機能支払事業 | 農業用水路、農道などの保全に取り組む共同活動の支援 | 1億5,588万円 | 農林課 | 継続 |
| 経営継承・発展支援事業 | 経営継承後の経営発展に向けた計画に対する支援 | 100万円 | 農林課 | 新規 |

## Ⅱ　誰もが愛着を持って暮らせるまち

①個性ある魅力にふれるまちづくり

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 農山村体験推進事業補助金・いなか体験サポート事業補助金 | 町外小学生・修学旅行生などの受入交流による農村の元気づくり、活性化 | 1,439万円 | 商工観光課 | 継続 |

②住みたくなる・帰ってきたくなるまちづくり

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 地域づくり交付金事業 | 地域振興協議会への補助 | 3,419万円 | まちづくり推進課 | 継続 |

③夢と希望、豊かな学び合いにあふれたまちづくり

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 八重東小学校校舎改修 | 八重東小学校のトイレ改修工事の実施 | 4,116万円 | 学校教育課 | 継続 |
| 子育て世帯生活支援特別給付金 | ひとり親・低所得の子育て世帯に対する特別給付金 | 1,780万円 | 福祉課 | 継続・拡充 |
| ふるさと夢プロジェクト事業 | 北広島町に住みたい、貢献したいと思える子どもの育成を目指す取組 | 591万円 | 生涯学習課 | 継続 |

## Ⅲ　心身ともに健やかで安心して暮らせるまち

①誰もが安心して暮らせるまちづくり

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 予防接種事業 | 新型コロナウイルスワクチン予防接種・定期接種などの委託料 | 1億4,535万円 | 保健課 | 継続・拡充 |

## Ⅳ　やすらぎと便利さを感じられるまち

①生活の利便性が確保されたまちづくり

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 生活交通運行費等補助事業 | バス事業者への生活路線確保のための補助 | 2億7,638万円 | まちづくり推進課 | 継続 |

②自然と調和した暮らしと景観を守るまちづくり

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 資源ごみリサイクル町民総ぐるみ運動事業助成 | 資源ごみリサイクルの取組に対する助成金 | 315万円 | 町民課 | 継続 |

③地域で共に助け合う安全・安心のまちづくり

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 高規格救急自動車更新事業 | 消防署豊平出張所の救急自動車の更新 | 3,579万円 | 消防本部 | 新規 |

## Ⅴ　住民と行政が一体となって未来を創造するまち

①町民の視点に立った協働のまちづくり

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| スポーツをキーワードとした地方創生事業 | スポーツコミッション自立促進支援事業委託料など | 2,000万円 | まちづくり推進課 | 継続 |
| きたひろ学び塾事業 | 人材育成プログラムの実施による担い手育成 | 670万円 | まちづくり推進課 | 継続 |
| 長期総合計画後期基本計画策定事業 | 計画策定業務委託料 | 350万円 | 財政政策課 | 継続 |
| 協働のまちづくり推進事業 | エリア再生ビジョン委託料 | 300万円 | まちづくり推進課 | 継続 |
| AIチャットボット構築 | 町ホームページなどにＡＩチャットボット機能を追加 | 80万円 | 総務課 | 新規 |

②健全な行財政運営によるまちづくり

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 文書管理システム電子決裁対応 | 文書管理システムに電子決裁機能を追加 | 220万円 | 総務課 | 新規 |

令和3年度

# 補助金（など）ガイド

保存版

地域の活性化や、よりよい生活環境の助けとなる独自の補助金などを用意しています。

それぞれ細かい採択要件がありますので、着手前に問い合わせ先に確認をしてください。

| 分類 | 名称 | 対象<br>補助額（助成額） | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|
| 地域の活動 | 支所地域活動支援事業補助金 | 支所と地域との連携による地域特性を生かしたまちづくり推進のため、国・県または町の他の補助対象にならない地域の活動や拠点施設の維持修繕など<br>①地域の特性を生かした活動支援　10万円以内<br>②地域の拠点施設の維持修繕など　30万円未満<br>※1件あたりの上限は予算の範囲内 | 芸北支所 IP ☎ 2110<br>大朝支所 IP ☎ 2211<br>豊平支所 IP ☎ 1122<br>北広島町まちづくりセンター<br>IP ☎ 2249 |
| | がんばる地域応援補助金 | 地域の課題解決や、特性を生かした魅力ある元気な地域づくりを推進するため、地域住民が主体的に企画立案し取り組む地域振興活動<br>事業計画の策定経費・新たな地域振興活動経費を対象に10万円 | 北広島町まちづくりセンター<br>IP ☎ 2249 |
| | コミュニティホーム整備費補助金 | 新しいコミュニティづくりと魅力あるふるさとづくりを推進するため、地域住民自らが行うコミュニティホーム整備事業に要する経費<br>新築・増改築・維持補修や同一敷地内の舗装・建物取得などを対象に、経費の2分の1（上限あり） | まちづくり推進課<br>地域づくり係<br>IP ☎ 1856 |
| | 防犯灯設置補助金 | 地域住民の生活と安全を守るため、地域住民組織が設置する防犯灯の経費の一部<br>新設やLEDへの転換に要する経費に対して、1灯につき5千円 | 総務課 総務係<br>IP ☎ 1850 |
| | 地域施工支援事業補助金 | 国または県の補助対象とならない道路、橋りょう、公共性の高いかんがい施設などの改良や修繕事業を実施する場合の工事費<br>事業費10万円以上のもので、4～5割の補助（上限20万円） | 建設課 農林土木係<br>IP ☎ 1860 |
| | ひろしまアダプト活動支援事業【広島県事業】 | 広島県が管理する道路・河川について、アダプト活動を実施している団体の活動経費の一部（活動団体としての事前登録が必要）<br>5千円～10万円（参加人数・活動回数による） | 建設課 都市管理係<br>IP ☎ 1860<br>広島県道路河川管理課<br>☎ 082-513-3909 |
| | 資源ごみリサイクル町民総ぐるみ運動 | 行政区・子ども会・女性会・PTAなどの住民団体<br>古紙・アルミ缶・スチール缶・ペットボトル・衣類・びん類・廃食油に対し、1kgあたり7円の助成 | 町民課 環境管理係<br>IP ☎ 1854 |
| | 自主防災組織補助金 | 自主防災組織の設立・防災資機材購入の経費（1団体1回限り）<br>①設立事業　構成世帯数×200円＋1万円<br>②資機材購入事業　構成世帯数×1千円＋5万円（上限） | 危機管理課<br>IP ☎ 1819 |

| 分類 | 名称 | 対象<br>補助額（助成額） | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|
| 生活 | 小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金 | 下水道・農業集落排水区域以外で、小型合併処理浄化槽の設置費用の一部<br>5人槽～10人槽の設置（限度額55万4千円～88万8千円）　※令和3年12月末申請締切 | 上下水道課 工務係<br>IP ☎ 1861 |
| | 小型合併処理浄化槽維持管理費補助金 | 下水道・農業集落排水区域以外で、小型合併処理浄化槽の維持管理費の一部（※単独処理浄化槽は対象外）<br>1年間分の維持管理に要した費用と下水道・農業集落排水使用料との差額（限度額内） | 上下水道課 管理係<br>IP ☎ 1861 |
| | 生活用水取水施設整備補助金 | 水道が整備されていない地域において、生活用水を確保するための井戸などの設置費用<br>補助対象経費の2分の1（限度額60万円） | |
| | 薪ストーブ購入補助金 | 薪ストーブの購入・設置をする人<br>薪ストーブの購入･設置に係る費用に対して、2分の1（限度額10万円） | 町民課 環境管理係<br>IP ☎ 1854 |
| | 生活道路舗装事業 | 道路法に規定する道路（国・県・町道）と、これら以外の道路沿線住民との均衡を図るため、居住者の生活に最も必要とされる路線の舗装工事<br>工事費の80%（工事費の上限250万円） | 建設課 土木係<br>IP ☎ 1860 |
| | 木造住宅耐震診断補助事業 | 昭和56年5月31日以前に着工し、居住の実態がある戸建て住宅で、地階を除く階数が2以下であるもの<br>耐震診断に要する経費の3分の2（上限2万円） | 建設課 都市管理係<br>IP ☎ 1860 |
| | がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 | がけ地の崩壊などにより生命に危険を及ぼすおそれのある区域内において、危険住宅の移転事業を行う人<br>①危険住宅の除去などに要する経費（上限80万2千円）<br>②危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む）に要する経費（上限：戸当たり415万円） | |
| 定住・空き家対策 | 新規定住化促進対策事業 | 北広島町への定住を目的に、住居を新築・購入・改修する場合の費用の一部<br>購入費・施工費用の2.5%～5%（上限あり・地域通貨により補助）　※工事・売買契約前に申請 | まちづくり推進課<br>定住推進係<br>IP ☎ 1856 |
| | Uターン奨励金 | 16歳以上39歳以下で、5年以上町外で生活した後、再び北広島町へUターンする人<br>単身5万円　世帯10万円（子ども1人あたり5万円の加算・地域通貨により補助） | |
| | 空き家再生等推進事業補助金 | 不良住宅の除去、または空き家住宅などを地域で活用するために、除去・改修する費用<br>除去事業　10分の8<br>活用事業　3分の2（上限500万円） | 建設課 都市管理係<br>IP ☎ 1860 |
| | 空き家情報バンク登録物件増改築補助金 | 空き家情報バンクへの登録を目的に、家屋の増改築を行う場合の費用の一部<br>増改築費の30%以内（上限30万円・地域通貨により補助）、対象事業費50万円以上の増改築　※工事契約前に申請 | まちづくり推進課<br>定住推進係<br>IP ☎ 1856 |
| | 空き家情報バンク登録物件家財処分費補助金 | 空き家情報バンクへの登録を目的に、家財の処分を行う場合の費用の一部<br>処分費の50%以内（上限10万円）　※処分前に申請 | |
| スポーツ | スポーツ大会参加助成事業 | 町内で活動する個人やスポーツ団体が優秀な成績を収め、全国大会（全国高等学校体育連盟・日本中学校体育連盟・各学生連盟・国、もしくは日本体育協会加盟団体主催）に出場する場合の経費の一部<br>1人1万円、団体5万円 | まちづくり推進課<br>地域づくり係<br>IP ☎ 1856 |

◆補助金は事業着手前の申請が原則です。着手前に必ず担当課にお問い合わせください。

| 分類 | 名称 | 対象<br>補助額（助成額） | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|
| 不妊治療 | 特定不妊治療費助成事業 | 医療保険が適用されない体外受精・顕微授精などの特定不妊治療をした人で、広島県の特定不妊治療費助成を受けていて、夫婦とも町内に住所を有する人<br>県の助成額を除いた費用（上限 20 万円、回数・年齢制限あり） | 保健課 健康増進係<br>IP ☎ 1853 |
| | 不妊検査・一般不妊治療費助成事業 | 不妊検査・一般不妊治療を受けた人で、夫婦とも町内に住所を有する人<br>検査料・治療費（上限５万円、１回限り、年齢制限あり） | |
| | 不育症治療費助成事業 | 不育症と診断され、不育症の検査・治療を受けた人で、夫婦ともに北広島町に住所を有する人<br>検査料・治療費（上限 30 万円、回数・年齢制限あり） | |
| 介護 | 介護職員研修受講費補助金 | 介護職員研修を受講した後に、町内の介護事業所などで３か月以上就労した人<br>受講料やテキスト代など（限度額３万円）<br>※補助対象要件に該当した日から３か月以内に申請 | 保健課 介護保険係<br>IP ☎ 1853 |
| | 認知症カフェ開設事業補助金 | 認知症カフェを開設しようとする団体など<br>物品購入などの開設準備金（限度額３万円） | 保健課 地域介護係<br>IP ☎ 1853 |
| | 地域住民グループ支援事業補助金 | 地域住民が主体的に企画・運営して、65 歳以上の町民５人以上が参加する介護予防活動を実施している住民グループ（サロンなど）<br>年間３～５回：10,000 円、年間６回以上：15,000 円 | |
| 農林業 | 産直野菜振興事業 | 産直出荷を目的とする生産者がビニルハウスを設置する費用の一部<br>事業費の２分の１以内（上限 30 万円） | 農林課 農業振興係<br>IP ☎ 1857 |
| | 農産物６次化事業 | 自らが生産した農畜産物を使った６次産品の製造に直接的に必要な<br>①機器などの導入や施設の整備に要する経費<br>②研修や販売促進につながる経費<br>（農家３戸以上で組織する団体が対象）<br>①事業費の２分の１以内（上限 50 万円）、事業費の下限は 10 万円<br>②事業費の２分の１以内（上限 10 万円）②のみの実施は不可 | |
| | 森づくり事業 | 手入れのされていない里山林や人工林の整備<br>①下刈り・間伐など里山林整備に要する経費<br>②間伐など人工林整備に要する経費<br>①町の定めた単価<br>②町が定めた単価から、面積×１万円を減した額 | 農林課 林業振興係<br>IP ☎ 1857 |
| | 有害鳥獣対策 | 有害鳥獣による農作物などへの被害を防止するためのトタンや電気柵の購入費など<br>トタン・電気柵の資材費　10 分の３（限度額５万円） | |
| ビジネス支援 | ビジネス創造支援補助金 | 町内で新たに創業する人が策定した計画の実施に要する費用<br>開発費・販促費・研修費・相談料・調査費・店舗購入・改装費・店舗賃借料に要する経費の３分の２以内（限度額 50 万円）　※令和３年７月末申請締切 | 商工観光課 商工振興係<br>IP ☎ 8080 |
| | 事業承継支援補助金 | 町内事業者で、計画書を作成して円滑な事業承継を行うのに必要な経費<br>事業承継に係る経費の３分の２以内（上限 20 万円） | |

**その他各種団体の助成**

| 助成団体 | 対　象 | 上限額 |
|---|---|---|
| エネルギア文化・スポーツ財団 | 民俗芸能保存伝承・スポーツ活動 | 10 ～ 50 万円 |
| 明治安田クオリティオブライフ財団 | 民俗芸能の継承・後継者育成 | 70 万円 |
| ポーラ伝統文化振興財団 | 伝統技術・伝統芸能 | 30 ～ 200 万円 |

※詳しくは各種団体のホームページで確認してください。

令和３年７月有効期限の

# 被保険者証・受給者証などが更新されます

７月 31 日が有効期限の次の被保険者証や受給者証、認定証などが更新されます。なかには、更新の申請が必要なものがあります。送付する申請書類をよく確認し、必要に応じて更新の申請をしてください。

また、これらを８月１日以降に使用する場合には、必ず新しいものを提示してください。有効期限の切れた古いものは、個人情報が漏れないように、はさみなどで断裁して廃棄するか、担当課または各支所に返却してください。

**■７月 31 日が有効期限の証票で更新されるもの**

| 名称 | 旧証票 | 新証票 | 更新の対象 | 申請 | 更新後の証票送付時期 | 申請書類送付時期 | 問い合わせ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国民健康保険<br>被保険者証 | 橙（だいだい） | 藤 | すべての国民健康保険加入者 | ×不要 | ～７月末 | － | 町民課<br>住民係<br>IP ☎ 1854 |
| 国民健康保険<br>限度額適用認定証 | 橙（だいだい） | 橙（だいだい） | 医療費が高額で、限度額適用を受けており、８月以降も医療施設を利用する人（※年齢・所得などの条件により証票が異なる） | ○必要 | － | ６月下旬 | |
| 限度額適用・標準<br>負担額減額認定証 | 緑 | 緑 | | | － | | |
| 後期高齢者<br>医療被保険者証 | 藤 | 青 | すべての 75 歳以上の人 | ×不要 | ～７月末 | － | |
| 重度障害者<br>医療費受給者証 | 黄 | 緑 | 身体障害者手帳１～３級または療育手帳Ⓐ・A・Ⓑを持ち、受給者証を持っている人 | ○必要 | ～７月末 | ６月上旬 | |
| ひとり親家庭等<br>受給者証 | 緑 | 橙（だいだい） | 18 歳到達年度末までの子どものいるひとり親家庭で、受給者証を持っている人 | ○必要 | ～７月末 | ６月上旬 | |
| 精神障害者<br>医療費受給者証 | 白 | 白 | 精神障害者手帳１級と自立支援医療受給者証を持っている人 | ○必要 | ～７月末 | ６月上旬 | |
| 介護保険料<br>負担限度額認定証 | 白 | 白 | 負担限度額認定を受けていて、８月以降も介護保険施設を利用する人 | ○必要 | ～７月末 | ６月下旬 | 保健課<br>介護保険係<br>IP ☎ 1853 |
| 介護保険<br>負担割合証 | 桃 | 桃 | 要介護（支援）認定などを受けている人 | ×不要 | ～７月末 | － | |

新型コロナウイルス感染症の影響で
収入が減少した人や世帯への

# 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料 減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した人や世帯は、国民健康保険税などが減免される場合があります。

**▷減免の対象となる保険税（料）**

令和３年度分の保険税（料）で、令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間に納期限があるもの

**▷申請方法**

申請書や収入が確認できる書類を提出

※詳しくは、７月中旬に発送する各保険税（料）納税通知書などに同封する「減免に関するお知らせ」を確認してください。

## 減免対象判定簡易フローチャート

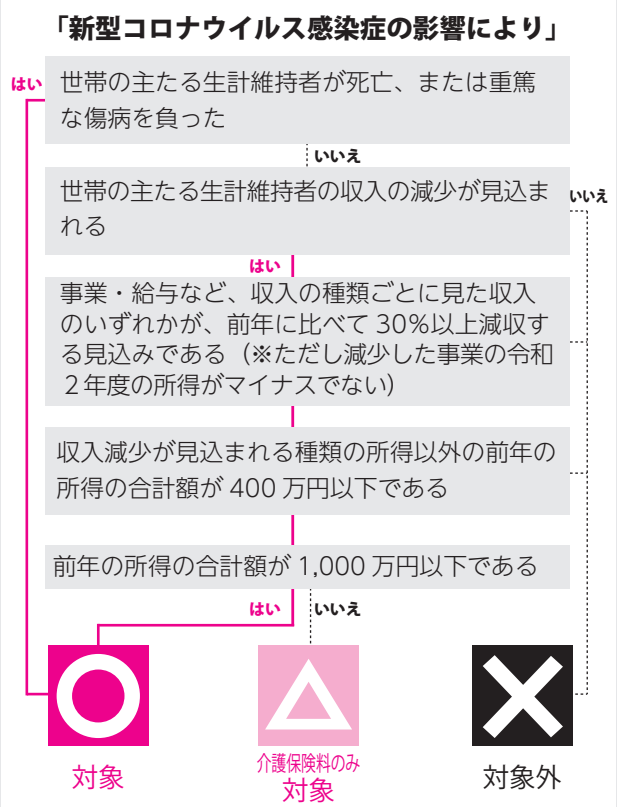


※簡易的なものであるため、詳細は必ず確認してください。
※国民健康保険税は、「非自発的失業者の軽減」の適用を受けることができる場合、原則減免を受けることができません。
※令和２年度分の保険税（料）も引き続き申請を受け付けます。

**（国民健康保険税・後期高齢者医療保険料）**

問税務課所得係　IP☎０５０－５８１２－１８５２

**（介護保険料）**

問保健課介護保険係 IP☎０５０－５８１２－１８５３

## ！国民健康保険被保険者証の更新時には注意してください

○届いた被保険者証の住所、氏名などの内容に誤りがないか確認してください。

○職場の健康保険に加入した人や被扶養者になった人で、国民健康保険の資格喪失を届け出ていない人は、職場の健康保険証、国民健康保険の被保険者証を持って、町民課住民係または各支所で資格喪失の届出を提出してください。

○新しい被保険者証は被保険者証に記載の住所に送付します。実際に住んでいる住所と異なる場合には、あらかじめ転居などの手続きをしてください。

○国民健康保険税の未納がある場合は、早急に納付をお願いします。通常の被保険者証を交付できない場合があります。

## ！後期高齢者医療被保険者証の負担割合が変更されます

令和２年１月から令和２年12月までの所得状況などをもとに、負担割合（１割または３割）を判定します。その結果、８月以降に割合が変更となる人がいます。

また、減額認定証の申請をした人で、今年度も引き続き対象となる人は、後期高齢者広域連合から保険証と一緒に新しい減額認定証が送られます。

## ？国民健康保険限度額認定証とは

入院・手術などで医療費が高額になる場合に、医療機関の窓口に提示することにより、ひと月の支払いを一定の金額（自己負担限度額）にとどめ、負担を軽減することができる証です。必要な人は、町民課住民係・各支所まで相談してください。

# こんにちは！北広島町地域包括（ほうかつ）支援センターです。

問 保健課
地域介護係
IP☎1853

## 知ってる？成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどを持つ人に、日常生活で困りごとや心配ごとが起きることがあります。

成年後見制度は、障がいを持った人などの財産や権利を保護する人（後見人など）を選び、適切に契約などができるよう、法的にさまざまな支援を行う制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の２つがあります。

### 1 法定後見制度

すでに判断能力が低下している人に対して、家庭裁判所によって、その人の判断能力などに応じて、後見人などが選ばれる制度です。

**？どんな支援をしてくれる？**

後見人などは、本人の意思を尊重し、心身や生活状況に配慮しながら次のことを行います。

**●身上監護**

本人の生活や健康に配慮し、安心した生活が送れるよう、契約などの法律行為を行います。

㊀生活状況の確認・施設入所の入所の契約など

**●財産管理**

本人の年金など金銭や不動産の管理を行います。

㊀通帳や印鑑、不動産の管理など

**？誰が後見人になる？**

家庭裁判所がその人にふさわしい後見人などを選任します。

親族のほか、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職や社会福祉協議会などの法人が選ばれることもあります。

**？費用はかかる？**

**●後見人などを就けるまで**

手数料や郵送料、必要な書類（戸籍謄本・診断書など）取得費用などがかかります。（約1～2万円）

医師の鑑定が必要な場合は鑑定料（5～10万円）がかかります。

**●後見人などが就いてから**

報酬の支払いがあります。金額は、家庭裁判所が本人の預貯金などの資産を考慮して決めます。

**？制度を利用するには？**

家庭裁判所に必要な書類を整えて申し立てます。申し立てられる人は、本人、配偶者、４親等内の親族、町長などです。

### 2 任意後見制度

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約によって決めておく制度です。手続きは、公証役場で行います。

本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて、任意後見契約の効力が生じます。

制度の詳細や相談は、地域包括支援センターへお問い合わせください。

## プラチナ大学 北広島町校開校！

地域で支え合って暮らすことの大切さを確認しませんか。支え合いや見守り合い活動の具体的方法や進め方を学びましょう。関心のある人は、誰でも参加できます。

▷会場　北広島町まちづくりセンター
▷時間　午後１時～３時
▷コーディネーター　ひと創研　堀中嶽水（ほりなかがくすい）さん
▷申込方法　保健課地域介護係に電話で申込

| 日程 | 講座タイトル |
|---|---|
| 8月23日㊊ | 【講義】<br>住み慣れた地域のなかで支え合って暮らし続けるために必要なこと |
| 講師　ローカリズム・ラボ　井岡仁志代表 | |
| 9月　3日㊎ | 【活動紹介①】<br>私たちができる・やりたい・必要とされている地域の支え合い活動 |
| 講師　和木地域活性化実行委員会　宮田希子お茶の間サロン部長 | |
| 9月27日㊊ | 【活動紹介②】<br>支え合い活動を次世代につなげていくために必要な視点 |
| 講師　NPO法人ひろしまね　安藤周治理事長 | |
| 10月中旬予定 | 【活動紹介③】<br>お互いを気にかけ合える関係性づくりに向けて必要なこと |
| 講師　安芸太田町社会福祉協議会福祉推進課　三木恭子主任<br>安芸太田町　濱口和久集落支援員 | |

第196回

# 健康通信

問 保健課
健康増進係
IP☎1853

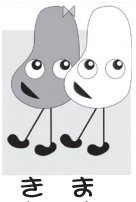

まめつメ
きたひろしま

## 野外活動、マダニに注意！

春から秋にかけて、キャンプや農作業など、野外で活動する機会が多くなってきます。

このとき注意したいのが「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）」。野山に生息するダニに咬まれると感染することがあります。特にマダニには注意が必要です。

**症状**

マダニに咬まれてから6日～2週間程度の潜伏期間を経て、主に原因不明の発熱、消化器症状（食欲低下、吐き気、おう吐、腹痛）が出現します。時に頭痛、筋肉痛、神経症状（意識障害、けいれん、こん睡）を起こします。

**咬まれたときは**

マダニを無理に取り除こうとすると、マダニの一部が皮膚に残り、化膿することがあります。無理に引き抜こうとせず、医療機関で処置してもらいましょう。

数週間程度は体調の変化に注意し、発熱などの症状が見られた場合は、医療機関の受診をおすすめします。

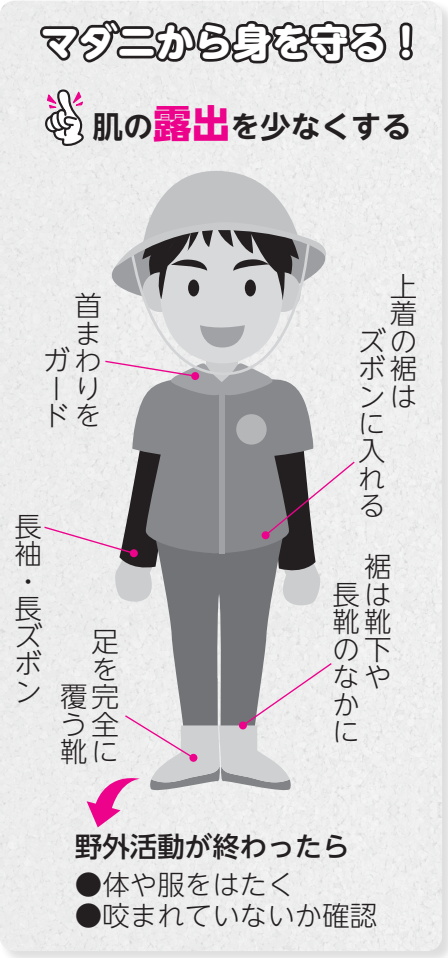


## いつでも・どこでもできる体操

毎日の習慣に！

### 呼吸筋ストレッチ体操

今回紹介する呼吸筋ストレッチ体操は、肩や胸の筋肉をストレッチし、呼吸機能を高めます。また、呼吸が自然と深くなだらかになることで、不安やストレスを和らげる効果も期待できます。

**肩のストレッチ**

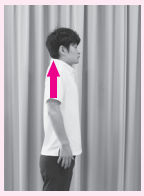

**1** 鼻から息を吸い、肩を上げていく

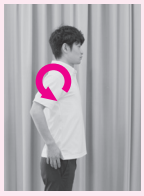

**2** 口から息を吐きながら、肩を後ろに回して、元の位置に戻す

**胸のストレッチ**

**1** 手を後ろで軽く組み、鼻から息を吸う

**2** 口から息を吐きながら、肩甲骨を寄せ、組んだ手を斜め下に伸ばす

それぞれ①と②を1セットで、これを3回繰り返します。

朝起きたときや夜寝る前、食事の前、外出先でなど、ちょっとした合間に「いつでも」「どこでも」気軽に取り組んでみましょう。

## 保健師の心の健康コラム

「統合失調症」と言う病気を知っていますか。この病気は、100人に1人の割合で発症する可能性のある、私たちにとって身近な病気です。

統合失調症は「気分が憂うつで悲しくなる」「無気力になる」「他人の考えが自分に入ってくる気がする」「周囲の音や声が聞き流せなくなる」「自分が見られているように感じる」などといった症状で始まります。進行するうちに、幻聴・幻覚といった本人にはどうしようもできない症状が現れます。

統合失調症の治療は、薬物療法が中心です。最近では薬の開発が進み、副作用が少ないものも出ています。治療をしながら仕事を継続する人も多くいます。

また、統合失調症の回復のためには、家族の「協力」や地域の人の「病気への理解」は欠かせません。

Fire-fighting spirits

# 防災最前線

**北広島町消防本部**
IP050-5812-1119
**火災情報**
IP050-5812-8119

■住宅用火災警報器を必ず設置しましょう
■令和3年度全国統一防火標語「おうち時間　家族で点検　火の始末」

## ルールを守って楽しく花火

夏の風物詩として夜を美しく彩る花火。しかし、使い方を一歩間違えると火災や火傷など、大きな事故につながってしまう危険があります。

花火をするときは、注意事項を確認し、安全に楽しみましょう。

### 花火をするときには注意！

1. パッケージの使用方法を守る
2. 人や家に向けてしない
3. 燃えやすい物の近くで花火をしない
4. 火の粉が飛んで危ないので、風が強い日は控える
5. 水バケツなどの消火用具を用意
6. 遊び終えたら水につけて消火
7. 子どもだけで遊ばない
8. 花火の先端に顔や手を出さない

※着火時や途中で火が消えた時は要注意

## お盆時期の火災予防！

今年もお盆が近づいてきました。

先祖を供養するために、ろうそくや線香を立てる機会が増えます。お墓や仏壇で火気を使用する際に、ろうそくが転倒したり、線香が落下して火災になった事例があります。次の点に注意し火災予防に努めましょう。

### お盆の火災予防のポイント

- □ろうそくや線香の火を必ず消してからその場を離れる
- □盆灯籠やろうそくは転倒しないようにする
- □ろうそくや線香から供花や供物との距離を十分とる

## 台風から身を守る『4つの対策』

7月から10月にかけて、多くの台風が日本に向かってきます。

台風による強い風と大雨は、洪水や土砂災害を引き起こし、大きな被害をもたらします。次の4つの対策をして、自分や家族を台風から守りましょう。

### 1 家族で日頃から作戦会議！

家族で緊急時の連絡手段や集合場所を話し合っておく。

### 2 非常用持出袋を準備！

水や食料、着替えなどの生活必需品を入れておく。携帯ラジオや、携帯電話、予備バッテリーなども準備しておくと情報収集に役立つ。

### 3 ハザードマップを入手する！

家の近くで発生しそうな災害、近くの避難所や避難所までの経路を確認する。ハザードマップは広島県防災 web から確認できる。

広島県防災 Web ▶

### 4 近所でコミュニケーション！

ご近所付き合いは救助や避難所生活の際の大きな力になる。支援しあえるように、日頃からコミュニケーションを取り合っておく。

# NHK 放送受信料の免除

障害者手帳を持っている人で、免除の適用条件に該当する場合は、放送受信料の免除の適用を受けることができます。免除の適用を受けるには、窓口で免除申請手続きをしてください。

▷申請窓口　福祉課・各支所住民係

▷申請に必要なもの　障害者手帳・印鑑

| 区分 | 対象 | 適用条件 |
|---|---|---|
| 全額免除 | 身体障害者手帳を持っている人がいる世帯 | 世帯構成員全員が町民税非課税 |
| | 療育手帳を持っている人がいる世帯 | |
| | 精神障害者保健福祉手帳を持っている人がいる世帯 | |
| 半額免除 | 視覚・聴覚障がい者 | 視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障害者手帳を持っている人が世帯主で、受信契約者 |
| | 重度の身体障がい者 | 身体障害者手帳１級または２級の人が世帯主で、受信契約者 |
| | 重度の知的障がい者 | 療育手帳Ⓐまたは A の人が世帯主で、受信契約者 |
| | 重度の精神障がい者 | 精神障害者保健福祉手帳１級の人が世帯主で、受信契約者 |

※免除は、日本放送協会放送受信規約により１年ごとに調査が実施され、免除事由がなくなった場合、NHK から文書が届き、免除事由が無くなった月の翌月分から放送受信料が請求されます。

# 補助犬（盲導犬）給付事業

重度の身体障がい者の社会活動への参加を促進するため、補助犬を給付します。給付対象者は次のとおりです。

1. 広島県内（広島市を除く）に１年以上住んでいる人で、今後も居住が続くと見込まれる人
2. 18 歳以上の視覚障がい者で、身体障害者手帳における視覚障がいが１級または２級の人
3. 就労（見込み）などにより、社会活動参加に効果があると認められる人

※ほかにも詳細な要件があります。希望者は福祉課へ連絡してください。

問福祉課地域福祉係　IP ☎０５０－５８１２－１８５１

# B&G 自分の命は自分で守る！～水辺の安全～

夏は水辺でのレジャーを楽しむ機会が増える季節です。楽しみな半面、水辺ならではの危険もあります。水難事故は命にかかわる重大事故になる可能性が高く、発生件数のおよそ４割が死亡や行方不明という結果になっていると言われています。

大切な自分や家族、友だちの命を守るため、右の５か条を守り、水辺でのレジャーを楽しみましょう。

問芸北Ｂ＆Ｇ海洋センター　IP ☎０５０－５８１２－１０４５

## 水辺の安全５か条

1. 事前に天気予報を確認！
2. ライフジャケットを着よう！
3. 大人数で遊ぼう！
4. 水に落ちたらあわてず、浮いて助けを待とう！
5. 溺れている人がいたら、飛び込まず助けを呼ぼう！

新たに支給対象になった人

# 児童扶養手当の受給には手続きが必要です

問福祉課子育て支援係　IP☎１８５１

次の「対象となる児童」を監護する父または母、養育者は、児童が18歳（政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満）になってから、最初の３月31日まで児童扶養手当を受給することができます。

新たに児童扶養手当の支給対象となる人は、福祉課子育て支援係に相談してください。

**▷対象となる児童**

❶父母が離婚した児童
❷父または母が死亡した児童
❸父または母が政令に定める程度の障がいの状態にある児童
❹婚姻によらないで生まれた児童　など

| 手当額（令和２年４月～） | | |
|---|---|---|
| 子どもの人数 | 全部支給 | 一部支給 |
| １人 | 43,160円 | 43,150円～10,180円 |
| ２人目（加算額） | 10,190円 | 10,180円～5,100円 |
| ３人目以降（加算額） | 6,110円 | 6,100円～3,060円 |

※一部支給の手当額は、所得に応じて決定します

**すでに受給している人は**

児童扶養手当を受給している人は、毎年８月１日現在の状況を届け出る必要があります。７月下旬に通知を送付しますので、「現況届」に必要事項を記載、書類を添えて、受付期間中に必ず受給者本人が来庁して、届け出てください。

**▷期間**　８月２日㊊～８月31日㊋※㊏㊐㊗を除く
午前８時30分～午後５時15分

**▷場所**　福祉課または各支所住民係

※公的年金などを受給している場合は対象外です。ただし、障害基礎年金などの受給者は、障害年金の「子の加算部分」の額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分を受給できます。
※婚姻の届出をしていないが事実婚の状態にあったり、児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所や通園施設などを除く）に児童を入所措置している場合は、手当は支給されません。他にも条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

ひとり親世帯以外の低所得の世帯へ

# 特別給付金を支給します

問福祉課子育て支援係　IP☎１８５１

新型コロナウイルス感染症が長期化するなかで、低所得の子育て世帯を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）を支給します。

次の支給対象者に該当する人は、福祉課までご連絡ください。申請書類などを送付します。

**▷給付金支給対象者**

ひとり親世帯分の給付金を受け取った人を除く、❶に該当し❷❸のいずれかに該当する人

❶令和３年３月31日時点で18歳未満の児童（令和４年２月末までに生まれた新生児なども対象）を養育する父母など、または「特別児童扶養手当」受給者
❷令和３年度の住民税（均等割）が非課税の人
❸令和３年１月１日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

**▷給付額**

児童１人当たり一律５万円

**▷申請の要否**

❶令和３年４月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で令和３年度の住民税が非課税の人
**→申請は不要（７月に支給予定）**
❷上記以外の人
㊐高校生のみ養育する人や収入が急変した人
**→申請が必要**

**▷申請期間**

令和４年２月28日㊊まで

**▷提出場所**

福祉課または各支所住民係

令和３年度

# お盆期間のバス運行予定

問まちづくり推進課定住推進係　IP ☎１８５６

今年のお盆期間のバス運行は次の表のとおりです。なお、８月17日㈫からは、平常ダイヤでの運行を予定しています。詳しくは、下記事業者などにお問い合わせください。

| 地域 | 運行者または路線名 | 日程 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 8/12 | 8/13 | 8/14 | 8/15 | 8/16 | 8/17 |
| | | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 |
| 芸北 | 総企バス（才乙線・八幡線・溝口線） | ○ | ○ | × | × | × | ○ |
| | 総企バス（加計戸河内線） | ○ | ○ | ▲ | ▲ | ▲ | ○ |
| | 総企バス（飯室芸北線） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 総企バス（千代田芸北・金城線） | ○ | ○ | × | × | × | ○ |
| | 大朝交通（美和線） | ○ | ○ | × | × | × | ○ |
| | ホープタクシー芸北（美和・中野・雄鹿原・八幡） | ○ | ○ | ▲ | ▲ | ▲ | ○ |
| 大朝 | ホープバス（大朝千代田線） | ○ | ○ | × | × | × | ○ |
| | 大朝交通（美和線） | ○ | ○ | × | × | × | ○ |
| | 邑南町営バス（大朝線） | ○ | ○ | ○ | ▲ | ○ | ○ |
| | ホープタクシー大朝（大朝・新庄） | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ |
| 千代田 | 千代田巡回バス（畑・壬生線） | ○ | ○ | × | × | × | ○ |
| | 千代田巡回バス（川戸壬生線、寺原今田線） | × | × | × | × | × | × |
| | 北広島町営バス（千代田八千代線） | ○ | ○ | × | × | × | ○ |
| | 総企バス（千代田芸北・金城線） | ○ | ○ | × | × | × | ○ |
| | ホープバス（大朝千代田線） | ○ | ○ | × | × | × | ○ |
| | 豊平バス花そば（豊平千代田線） | ○ | ○ | × | × | × | ○ |
| | ホープタクシー千代田（北部・西部・南部） | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ |
| 豊平 | 豊平バス花そば（豊平千代田線、今吉田線） | ○ | ○ | × | × | × | ○ |
| | 豊平バス花そば（下石線、吉木長笹線） | × | × | × | × | × | × |
| | 総企バス（飯室芸北線） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 総企バス（千代田芸北・金城線） | ○ | ○ | × | × | × | ○ |
| | あなたく（塩明線　鶉木～加計） | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ |
| | ホープタクシー豊平（北部・南部） | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ |

○…平常ダイヤ　△…㈯・㈰・㈷ダイヤ　▲…㈰・㈷ダイヤ　×…運休

■お問い合わせ先一覧

| 路　線 | 問い合わせ | |
|---|---|---|
| 総企バス・ホープタクシー芸北 | (有)総合企画コーポレーション | IP ☎ 050-5812-1765 |
| ホープバス（大朝千代田線、美和線、ホープタクシー大朝） | (有)大朝交通 | IP ☎ 050-5812-2233 |
| 邑南町営バス（大朝線） | 邑南町地域みらい課 | ☎ 0855-95-1117 |
| 千代田巡回バス（川戸壬生線） | 壬生交通（株） | IP ☎ 050-5812-3111 |
| 千代田巡回バス（寺原今田線、畑壬生線） | (有)八重タクシー | IP ☎ 050-5812-2181 |
| ホープタクシー千代田 | ホープタクシー千代田予約センター | ☎ 0826-73-0655 |
| 豊平バス花そば・ホープタクシー豊平 | (有)豊平交通 | ☎ 0826-83-0077 |
| あなたく（塩明線） | 安芸太田町企画課 | ☎ 0826-28-1972 |
| 上記以外の交通全般について | 北広島町まちづくり推進課 | IP ☎ 050-5812-1856 |

# きたひろお知らせ 伝言板

Kitahiroshima information

分からないことは各問合せ先にお気軽にご連絡ください。
IP 電話番号は下４桁のみを記載しています。

## 被爆二世の人の健康診断

被爆二世の人の健康管理に役立てるため、県内で健康診断を実施しています。受診を希望する人は、申し込んでください。

また、今年度から「被爆二世健康記録簿」ができました。希望する人は、福祉課・各支所で受け取ってください。

**対象者**　両親のいずれかが原子爆弾被爆者であり、次のいずれかに該当し、広島県内に居住する人

**広島被爆**　昭和21年6月1日以降に生まれた人

**長崎被爆**　昭和21年6月4日以降に生まれた人

**申込方法**　福祉課・各支所・各医療機関などに備え付けの専用はがきに必要事項を記入し、広島県被爆者支援課へ送付してください。また、広島県のホームページでも電子申請で申し込みができます。

**申込期間**　令和4年1月31日㈪まで
※当日消印有効

**実施期間**　令和4年2月28日㈪まで

**健診費用**　無料

問福祉課生活福祉係IP☎1851

## 国民年金保険料免除制度

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度です。保険料の納付を続けることで、老齢基礎年金や万が一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金が受け取れます。

新型コロナウイルス感染症の影響や経済的な理由で、保険料を納付することが難しい場合は、保険料免除制度を利用してください。

**免除制度の種類**

**法定免除**　障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している人などが届け出ると保険料の納付が免除されます。

**申請免除**　本人、配偶者、世帯主の前年の所得に応じて4段階の基準額があり、基準額以下であれば、全額免除のほか、保険料の¾、½、¼を納付すると残りの保険料が免除となる一部納付があります。

問町民課住民係IP☎1854

## 北広島町への寄附

### きたひろコロナ対策支援金

新型コロナウイルス感染症対策のために、町内外の個人・団体など、多くのみなさんから寄附がありました。

みなさんの善意は、新型コロナウイルス感染症に対する各種施策に有効に活用します。

| 氏名 | 寄附金額 |
|---|---|
| 山　根　英　雄 | 100,000 円 |

※公表に同意者のみ掲載
※敬称略

■令和３年度（令和３年５月 31 日時点）
**計 1 件　100,000 円**

■令和２年度（令和３年３月 31 日時点）
**計 86 件　3,119,952 円**

問財政政策課政策契約係
IP☎1859

## 食品衛生法の改正

食品衛生法の改正により、営業許可制度が見直され、営業届出制度が創設されました。

6月1日から、新たに営業許可の取得が必要となる場合があります。また、許可を要しない営業者は、一部を除き、管轄保健所に営業の届出をする必要があります。

**営業許可制度の改正**

漬物製造業などが新設されました。製造している加工食品の営業許可取得が必要となっていないか、広島県西部保健所のホームページなどで確認してください。

## 営業届出制度の創設

食品衛生責任者の設置とHACCP（ハサップ）（衛生水準を守るために必要な工程管理）に沿った衛生管理が必要になりました。

### 手続きの方法

厚生労働省の「食品衛生申請等システム」でオンライン申請・届出ができます。

問広島県西部保健所広島支所
☎082-513-5533

## 農薬危害防止運動

広島県では、農薬の使用機会が増える6月から8月までの3か月間、農薬の安全で適正な使用、保管管理の徹底の啓発を目的に農薬危害防止運動を実施しています。

農薬事故を防ぐために、朝夕の涼しい時に散布し、同じ人による2時間以上の散布作業は避けましょう。めまいや頭痛、気分が悪くなったときには、すぐに医療機関を受診してください。

また、農薬を使用するとき、次のポイントに注意してください。

### ポイント

○商品ラベルの確認
○周囲へ配慮、飛散防止
○使用履歴を帳簿に記録
○施錠して厳重保管
○容器の移し替えは厳禁
○土壌くん蒸剤は必ず被覆

問広島県農業技術課
☎082-513-3559

## 納税証明はがきに関するお詫び

軽自動車税を口座振替で納付した人に、6月10日付けで発送した「口座振替領収書及び納税証明書」のはがきに、圧着部が開きにくいものがありました。深くお詫びします。

はがきの破れなどのため、改めて「納税証明書」が必要となる人は、税務課までご連絡ください。

問税務課所得係IP☎1852

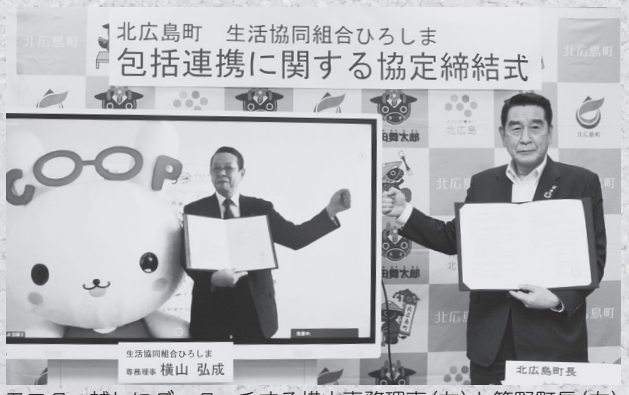

モニター越しにグータッチする横山専務理事（左）と箕野町長（右）

5/28（金）　安心して暮すための生活支援など

## 生協ひろしまと包括連携協定

北広島町と広島県下で約40万世帯が加入する生活協同組合ひろしまは、官民相互の機能を連携させ、地域共生社会を構築することを目指し、包括連携協定を締結しました。

買い物支援や、子ども・高齢者・障がい者の見守りなど7分野を挙げた同協定。リモートで締結式に臨んだ横山弘成（よこやまひろしげ）専務理事は「私たちの持つインフラやノウハウを活用し、北広島町に合う形で連携できたら」と笑顔で話しました。

感謝状を受け取る岡野泰宣会長

6/22（火）　壬生小学校に500万円の寄附

## ㈱岡野商店に感謝状

壬生小学校に500万円の寄附を行った㈱岡野商店の岡野泰宣（おかのやすのぶ）会長と岡野元宣（おかのもとのぶ）社長を町長室に招き、感謝状を贈呈しました。

同社は昨年12月、壬生小学校の隣にあった社屋を移転。それを機に今回の寄附を行いました。岡野会長は「父の代から60年近く壬生小学校の隣で営業させてもらった。同校は私の母校でもある。寄附金を子どもたちのために活用してもらえれば」と話しました。

つどう つながる つちかう仲間

# 地域づくりセンターだより

地域づくりセンターでは、年間を通じてさまざまな行事・講座や自主サークルの活動などが行われています。施設利用案内や自主サークルの一覧表など、詳しくは町ホームページをご覧ください。

## 北広島町まちづくりセンターに「芝生ひろば」完成！

北広島町まちづくりセンターの「芝生ひろば」が完成しました。センター北側には、一面に鮮やかな芝生が広がっています。

のんびりと日光浴や、読書、軽食、おしゃべり、ボール遊びなど、どんどん利用してください。申請をすれば、イベントなどで優先的に使うこともできます。

なお、大勢の人が安全に楽しく利用できるように、ゴルフ、野球、サッカーなど、硬いボールを使うときには、周囲に十分ご注意ください。

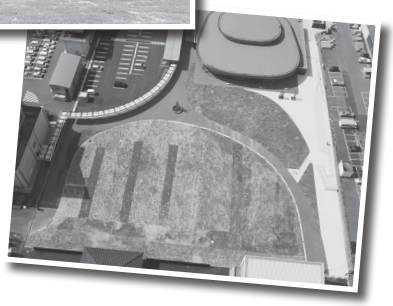

地域づくりセンターの情報はこちら▶

問芸北地域づくりセンター（芸北文化ホール）　IP☎２０７０
千代田地域づくりセンター（北広島町まちづくりセンター）IP☎２２４９
大朝地域づくりセンター　IP☎３０２５
豊平地域づくりセンター　IP☎４０２０

## ミニとしょかん通信

今月の図書館職員おすすめ本

### 『香り野菜が好き！』

さっぱり、ピリッとクセになる！おかずとおつまみ
（堤人美著／家の光協会）

香り野菜は、料理に香りを添え、味を引き立てます。

ねぎ・ニラ・しょうが・セリ・クレソンなど、いろいろな香り野菜を使ったレシピが載っていますので、ぜひ作ってみませんか。香りあふれる新たなおいしさに出会えるかもしれません。

※紹介した本は、本館に所蔵しています。貸出中の場合には予約もできます。

問北広島町図書館　IP☎０５０－５８１２－３７７５


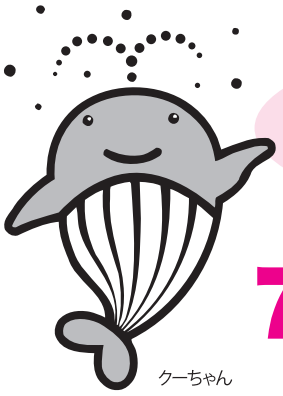
クーちゃん

サマージャンボ7億円
（1等5億円・前後賞各1億円合わせて）
サマージャンボミニ5,000万円
（1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて）
この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
7月13日㊋2種類同時発売！
発売期間 7/13㊋～8/13㊎
抽せん日 8/25㊌
公益財団法人広島県市町村振興協会
各1枚 300円

## >>> ¥¥¥ 納期限

### 8月 2日(月)

●固定資産税［2期］
●国民健康保険税［1期］
●後期高齢者医療保険料［1期］

### 8月31日(火)

●町県民税［2期］
●国民健康保険税［2期］
●後期高齢者医療保険料［2期］

## >>> Population 人口と世帯

［6月末日現在］　（ ）：前月比

| | | |
|---|---|---|
| 人　口 | 17,961人 | (40減) |
| 転　入 | 35人 | |
| 転　出 | 59人 | |
| 出　生 | 5人 | |
| 死　亡 | 21人 | |
| 世帯数 | 8,452世帯 | (21減) |

## >>> Questionnaire 読者アンケート

### 広報きたひろしまの「愛称」について みなさんの意見を聞かせてください

広報きたひろしまの「愛称」について意見をお寄せください。アンケートフォームは、次の二次元コードからアクセスできます。

いただいた意見は紙面で紹介する場合があります。

締切 8/13(金)

## >>> Editor's postscript 編集後記

「夏ってこんなに暑かったっけ」。いつの時代も夏は暑いようで、日本初の長編小説『源氏物語』には、盛夏、氷を手に持ってはしゃぐ貴族たちの姿が描かれています。江戸時代には、金魚や風鈴の音の鑑賞、熱い甘酒を飲むなどして涼をとっていたそうです。

顔に1枚の厚着が必要な今。厚生労働省でも、屋外で距離を保てるときはマスクを外す、エアコンをかける、水分補給をこまめにするなどして熱中症に注意するよう呼びかけています。これまでも生活にさまざまな工夫をしてきた私たち。「夏の新しい生活様式」にどのような工夫が生まれるでしょうか。㊙

## Stop 消費者トラブル

### 宅配便業者を装ったSMS URLにアクセスしないで！

**事　例**

スマホの通信費が前月より2万円ほど高かったので、携帯電話会社に確認したところ、自分のスマホから海外にSMSを送信していたと判明した。

数か月前に「荷物を預かっている」というSMSが届き、URLをタップした。そのときに不審なアプリをダウンロードしてしまったのかもしれない。(70代女性)

**≪ひとこと助言≫**

●宅配便業者の不在通知を装って送られてくるSMS（ショートメッセージサービス）に、偽サイトに誘導するためのURLが記載されており、アクセスしたことにより、自分のスマホが不正利用されるという被害が起きています。

●SMSで不在通知が届いても、記載されているURLにアクセスしてはいけません。宅配便業者の正式なサービスか調べましょう。

●URLにアクセスした場合は、不審なアプリがインストールされていないか確認を。また、IDやパスワード、暗証番号などの個人情報を入力してはいけません。(参考：見守り新鮮情報　第390号)

**◎困ったときは、消費生活相談室へ!!**

**北広島町消費生活相談室**
☎0826－72－5571［消費生活相談室専用］
毎週木曜日（祝日・年末年始除く）10時～12時・13時～16時

問 広島県生活センター
☎082－223－6111
月～金曜日（祝日・年末年始除く）9時～17時

問 北広島町人権・生活総合相談センター
IP☎050－5812－5020

## 求人情報

町では、無料職業紹介を行っています。

町内での就職を考えている人は、気軽に相談してください。

問 北広島町求人情報センター
（まちづくり推進課定住推進係内）
IP☎050－5812－1856

町内求人情報の検索はこちら

北広島町 求人情報 検索

広報きたひろしま8月号
No.198 令和3年7月16日発行
発行／北広島町　編集／総務課

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田1234
Tel 050-5812-1850 Fax 0826-72-5242

◀きたひろ情報アプリ
北広島町公式LINEアカウント▶

# 緊急事態宣言措置 まん延防止等重点措置 影響を受けた事業者への支援

緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響を受けた事業者への支援を紹介します。制度ごとに申請条件があります。申請にあたっては、各制度の詳細を確認してください。

| 制度名称 | 内容 |
|---|---|
| 県支援金<br>感染症拡大防止協力支援金（令和３年度第２期） | 緊急事態宣言措置期間中、県の自粛要請に協力した飲食店などに支援金<br>▷**対象期間**　令和３年６月２日～令和３年６月 20 日（第２期）<br>▷**支給額**　【中小企業】時短 3.0 ～ 9.0 万円・休業 3.5 ～ 9.5 万円<br>【大企業】時短最大 19 万円 / 日・休業最大 19.5 万円 / 日<br>▷**申請締切**　８月 10 日㈫<br>▷**申請方法**　電子申請または郵送<br>▷**問い合わせ**　☎ 082-248-6851（広島県協力支援金センター） |
| 国支援金<br>月次支援金 | 緊急事態宣言措置・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛などの影響を受けた事業者に支援金<br>▷**支給条件**　措置の影響を受けて月間売上が令和元年または令和２年の同じ月と比べて 50%以上減少していること、登録確認機関での事前確認を終えていること<br>▷**支給額**　【中小法人など】上限 20 万円 / 月<br>【個人事業主】上限 10 万円 / 月<br>▷**申請締切**　【５月分】８月 15 日㈰【６月分】８月 31 日㈫まで<br>▷**申請方法**　電子申請<br>▷**問い合わせ**　☎ 0120-211-240　☎ 03-6629-0479（月次支援金相談窓口） |
| 県支援金<br>頑張る中小事業者月次支援金 | 緊急事態宣言措置期間中、飲食店などの休業・時短や外出自粛などの影響を受け、売上が減少している中小事業者に対して支援金<br>①売上高が 50%以上減少した中小事業者に国の月次支援金に上乗せ支援<br>② 30%以上 50%未満減少した中小事業者に県独自支援<br>▷**支給額**　【中小法人など】上限 20 万円 / 月<br>【個人事業主】上限 10 万円 / 月<br>▷**申請締切**　【５月分】８月 20 日㈮【６月分】８月 31 日㈫まで<br>▷**申請方法**　電子申請または郵送<br>▷**問い合わせ**　☎ 082-248-0853（頑張る中小事業者月次支援金センター） |
| 県補助金<br>宿泊事業者向け感染症拡大防止対策等支援事業 | ▷**補助対象**　感染症対策に資する設備や物品の導入などに要する経費やワーケーションなどに対応した施設改修などに係る投資など、宿泊事業者※1が感染防止対策などに取り組む経費※2を支援（上限 1,000 万円　下限 10 万円）<br>▷**補助限度額**　上限 750 万円　下限 7.5 万円<br>▷**申請締切**　12 月 28 日㈫<br>▷**申請方法**　（一社）広島県観光連盟ホームページを確認<br>▷**問い合わせ**　☎ 082-512-1403（宿泊事業者向け感染拡大防止対策補助金事務局）<br>※１…住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第３条に規定する届出を行って住宅宿泊事業を営む者は対象外<br>※２…令和２年５月 14 日～令和３年 12 月 28 日までに支出した経費 |

問 商工観光課 IP ☎０５０－５８１２－８０８０/北広島町商工会☎０８２６－７２－２３８０

令和４年４月採用

## 北広島町職員を募集しています

8月10日㈫締め切り！

詳しくはこちらから▶

試験日 9/19㈰

| 職種 | 採用予定人数 | 受験資格 |
|---|---|---|
| 一般事務職 | 若干名 | 令和４年４月１日時点で 18 歳～ 21 歳 |
| 消防職 | ３人程度 | 令和４年４月１日時点で 18 歳～ 25 歳 |

問 総務課行政管理係 IP ☎０５０－５８１２－１８５０

新型コロナウイルス感染症予防には、みなさん一人ひとりの心がけや協力が必要です。
デマや風評に惑わされず、感染者や医療従事者、その家族への誹ぼう・中傷・差別はやめましょう。
「こんなときだから」こそ、人には優しく、地域で支え合ってコロナ禍を乗り越えましょう。